

## 公立大学法人和歌山県立医科大学寄附講座設置規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第159号  
最終改正 令和2年8月1日和医大規程第30号

### (趣旨)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）における寄附講座の実施については、この規程の定めるところによる。

### (目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附金を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、もって教育研究等の進展及び充実を図ることを目的とする。

### (設置の方法及び公表)

第3条 寄附講座の提供の申し込みを受けた教授は、この申し込みが本学の教育研究等の進展及び充実に有益であると考えられる場合は、理事長あてに次の書類を提出するものとする。

(1) 寄附講座寄附申込書(別紙様式第1号)

(2) 寄附講座の概要(別紙様式第2号)

2 理事長は、前項に掲げる書類の提出があった場合は、教育研究審議会の審議を経て、寄附講座を設置することができる。

3 理事長は前項に規定する寄附講座の設置を決定したときは寄附申込者へ寄附講座受入受諾書(別紙様式第3号)により通知するものとする。

4 理事長は、寄附講座設置を決定した場合は、寄附者名、寄附者の区分、寄附講座の名称、寄附講座の設置目的、寄附金額及び受入年月日について本学ホームページで公表するものとする。ただし、寄附者が公表を希望しない場合には、寄附者名に限り公表しないものとする。

### (存続期間等)

第4条 寄附講座の設置期間は2年以上5年以内とする。

2 寄附講座の設置期間は更新することができる。更新の手続きは設置の例による。

### (名称)

第5条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究等の内容を示す名称を付するものとする。

2 名称には、寄附者が明らかになるような字句を付加することができる。

### (寄附講座教員の身分等)

第6条 寄附講座教員の身分は、準職員とする。ただし、学部長の申し出に基づき理事長が特に必要と認めた者については、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則（以下「就業規則という。」）第2条第2項に定める教員とすることができる。

2 準職員である寄附講座教員の選考については、本学の専任の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

3 準職員である寄附講座教員の就業について必要な事項は別に定める。

### (職務の内容)

第7条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障がない範囲内で、その他の教育又は研究指導を行うこと

ができる。

(教員の称号)

第8条 寄附講座教員の称号は、「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」に「(寄附講座)」を付記するものとし、称号付与は理事長が行う。

(講座管理者)

第9条 理事長は、講座を管理する者(以下「講座管理者」という。)を学部教授会の同意を得て任命する。

2 講座管理者は、寄附講座の目的を達成するよう寄附講座教員を指揮監督するものとする。

(経理)

第10条 寄附講座に係る経費の支出は、別に定めるところにより寄附金として受け入れ、経理するものとする。

2 寄附講座経費は、寄附講座における教育研究等が実施される全期間にわたって必要な額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合は毎年度必要な額を受け入れることができる。

(職務発明等)

第11条 寄附講座教員の職務発明等については、公立大学法人和歌山県立医科大学勤務発明規程の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 和歌山県立医科大学寄附講座設置に関する申し合わせ事項(平成16年10月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の規程第3条第4項の規定は、平成24年4月1日以降に申し込みのあった寄附講座から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

様式第1号

寄附講座寄附申込書

年 月 日

和歌山県立医科大学理事長 様

申込者

住所

氏名

印

寄附講座の開設に関して、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座の名称

2 寄附講座の設置目的

3 寄附金額

(総額)

円

(年額)

円

4 納付時期

5 設置期間

7 寄附者の区分

医療機関

企業（医療機関を除く）

個人

その他（学校、公益団体等）

8 寄附者名のホームページでの公表を

承諾する。

承諾しない。

\*裏面に注意事項があります。

(注意事項)

1 個人情報の取り扱いについて

寄附者の氏名、住所については、寄附講座の受入手続の目的で利用するものであり、この目的以外の目的で本人の同意なく利用し、又は第三者へ提供することはありません。

2 寄附講座受入情報のホームページでの公表について

和歌山県立医科大学では、ご寄附いただいた皆様への謝意を表すとともに、大学の資金状況について、社会に対して透明性を確保するため、寄附者名、寄附者の区分、寄附講座の名称、寄附講座の設置目的、寄附金額及び受入年月日を大学ホームページで公表させていただきます。ただし、寄附申込時に上記7で「寄附者名のホームページでの公表」を承諾いただけなかった場合には、寄附者名に限り公表しません。

3 和歌山県情報公開条例に基づく開示請求に対する本件情報開示について

和歌山県立医科大学が受け入れている寄附金について和歌山県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示請求者に対し、寄附者名、寄附者の区分、寄附講座の名称、寄附講座の設置目的及び受入年月日を開示することとなっていますので、ご了承下さい。なお、個人寄附者の氏名については、個人情報保護のため、開示しません。（ただし、寄附申込時に「寄附者名のホームページでの公表」を承諾いただいた方につきましては、開示させていただきます。）

## 様式第 2 号

## 寄附講座の概要

1 学部名	
2 寄附講座の名称	
3 寄附者	(所在地) (代表者)
4 寄附者の概要	(資本金) (主な業務内容) (その他)
5 寄附予定額	金 円
6 寄附の時期及び期間	(時期)平成 年 月 日 (期間)平成 年 月 日～平成 年 月 日
7 寄附金の使途	
8 寄附方法	毎年金 円 (総額金 円)
9 寄附講座の研究領域の概要	
10 寄附講座の有効性 * 本学にとっての有効性を具体的に記載。)	

\* 枠内に収まらない場合は、別紙として記載願います。

様式第3号

## 寄附講座寄附受入受諾書

年 月 日

様

和歌山県立医科大学理事長 公印

年 月 日付けでお申し込みいただきました和歌山県立医科大学に対する寄附につきましては、下記のとおり受諾させていただきます。

### 記

1 寄附講座の名称

2 寄附金額

3 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで